

企 国 企 第 2 1 号
平成 2 7 年 1 1 月 2 日

各 部 局 長 殿

国際交流推進機構長
森 純 一

「講師」の職名に係る英語表記について

標記のことについては、平成 2 0 年 7 月 1 6 日の国際交流委員会において、英語表記を定めておりますが、この度、専任講師の現行英語表記である「Senior Lecturer」については、助教の「Assistant Professor」より下位の職であるように誤解を受ける場合があるとの意見を受け、国際交流推進機構協議会幹事会において検討を進めて参りました。

検討の結果、学校教育法においては、講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事することとされていることを鑑み、「講師」の英語表記については、将来の昇進があることを含意する「Junior Associate Professor」を新たな選択肢といたします。

一方で、これまで学内の多くの講師が「Senior Lecturer」の表記を使用してきた状況や、いわゆる専任の講師ではなく、専ら講義を担当し研究活動を行わない職があることも鑑み、今後は、「Junior Associate Professor」及び「Senior Lecturer」の 2 種類の表記を本学講師の英語表記と定め、職務内容に応じて、部局がいずれかの英語表記を選択することといたしますので、宜しくお取り計らい願います。